

令和7年1月15日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官
令和5年(行コ)第63号 不当利得返還請求控訴事件(住民訴訟)
(原審 名古屋地方裁判所令和4年(行ウ)第36号)
口頭弁論終結日 令和6年10月31日

判 決

名古屋市北区

控訴人

森

晃

名古屋市中区三の丸3丁目1番1号

被控訴人

名古屋市長

廣 沢 一 郎

同訴訟代理人弁護士

堀 口

久

名古屋市中区三の丸3丁目1番1号

被控訴人補助参加人

減税日本ナゴヤ

(以下「補助参加人」という。)

同代表者

田 山 宏 之

主 文

1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用(補助参加によって生じた費用を含む。)は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人は、補助参加人に対し、113万2065円を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要等(略語は、特に定めるもののほか、原判決の例による。以下同じ。)

1 事案の概要

(1) 本件は、名古屋市の住民である控訴人が、名古屋市議会の会派である補助

参加人が名古屋市から交付を受けた令和2年度の政務活動費（本件政務活動費）について、その収支報告書（本件収支報告書）に支出として記載された広聴広報費のうち広報紙2種（本件各広報紙）の印刷及び配布（ポスティング）の費用（以下「本件費用」ともいう。）113万2065円は、実際には支出されていないか、又は実際に支出されたものであるとしても、政務活動費からの支出が許される経費（広聴広報費）に該当しないにもかかわらず、本件政務活動費から全額支出された（本件支出）ものであるから、補助参加人は、本件支出相当額を不当利得金として名古屋市に対して返還すべきであるところ、これを返還せず、名古屋市の執行機関である被控訴人は、その返還の請求を怠っているなどと主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被控訴人に対し、本件支出相当額113万2065円の支払を補助参加人に請求するよう求めた住民訴訟の事案である。

(2) 原審は、控訴人の本件請求を棄却したため、控訴人は、原判決を取り消し、本件請求を認容するよう求めて控訴した。

2 関係法令等の定め及び前提事実

関係法令等の定め及び前提事実は、原判決「事実及び理由」第2の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 爭点及びこれに関する当事者の主張

争点及びこれに関する当事者の主張は、以下のとおり、当審における当事者の補充主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」第2の3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 控訴人の主張

ア 被控訴人は、水野プランニングによる本件各広報紙の印刷や配布（ポスティング）の再委託に係る代金の支払を端的に裏付けるような、再委託先作成の領収書を提出していないことなどからすれば、原判決説示の判断枠組みに従っても、本件費用が本件条例所定の経費（広聴広報費）に該当す

る支出であることや社会通念上相当な範囲内の支出額であることを、相応の根拠や資料に基づき主張立証していないべきである。

イ 本件基本指針において、広報誌は、自費で配布することが原則とされており、政務活動としての要素が含まれていれば、その要素の限度で按分して政務活動費から支出することが許されるにとどまるから、本件費用について、按分率を100%とする（すなわち、本件政務活動費から全額支出する）ためには、紙面の記載内容が純粋に政務活動のみで構成されていなければならない。

しかし、本件広報紙A3版は、その表面の下段に補助参加人所属の団役員13名の顔写真、氏名及び選出選挙区等が記載され、選挙活動としての要素が含まれており、その記載内容が純粋に政務活動のみで構成されているものではないから、本件費用について、按分率を100%とすることは許されず、少なくとも、上記要素に当たる部分を自費から支出すべきである。

(2) 被控訴人の主張

ア 控訴人の主張アは、否認ないし争う。

イ 同イは、否認ないし争う。

本件基本指針は、広報誌について、自費で配布することを原則とするものではないし、本件広報紙A3版は、その記載内容に照らせば、本件費用の按分が必要となるものでもない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、原審と同様、控訴人の本件請求は理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり補正し、後記2のとおり当審における控訴人の補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」第3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決8頁25行目末尾の後に「市長は、政務活動費の交付を受けた会派

がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において本件条例4条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができること（本件条例6条）からも、政務活動費の交付を受けた会派が、政務活動費の本来の使途及び目的に違反する支出をした場合には、当該支出相当額の金員を保有する理由がなく、市長に対して不当利得返還義務を負うというべきである。」を加える。

- (2) 原判決11頁19行目から20行目にかけての「水野プランニングから領収書が」を「送付嘱託を受けた水野プランニングから下請業者作成の領収書が」と改める。
- (3) 原判決13頁21行目の「全体として、」の次に「本件基本指針にいうところの」を加える。
- (4) 原判決14頁22行目の「（丙10、11）、」の次に「本件広報紙A3版における」を加える。

2(1) 控訴人は、被控訴人が、水野プランニングによる印刷や配布の再委託に係る代金の支払を端的に裏付けるような、再委託先作成の領収書を提出していないことなどからすれば、原判決説示の判断枠組みに従っても、本件費用が本件条例所定の経費（広聴広報費）に該当する支出であることや社会通念上相当な範囲内の支出額であることを、相応の根拠や資料に基づき主張立証していない旨主張する。

しかし、控訴人の主張する再委託先作成の領収書以外の証拠から、少なくとも、水野プランニングが浅井議員のために本件各広報紙を印刷、配布し、浅井議員がその代金の支払として本件支出をしたと認められるることは、引用した原判決の認定及び判断のとおりである。これに反し、控訴人が控訴理由等として主張する種々の点は、いずれも抽象的可能性や憶測等を含めた意見を述べるものであって、上記認定及び判断を左右するに足りるものではなく、

また、本件支出が本件条例所定の広聴広報費に該当しないことなどをうかがわせる一般的、外形的事実をいうものであるともいえない。

したがって、控訴人の上記主張は理由がない。

(2) 控訴人は、本件基本指針において、広報誌は、自費で配布することが原則とされており、本件広報紙A3版の記載内容は、選挙活動としての要素が含まれていて、純粹に政務活動のみで構成されているものではないから、本件費用について、按分率を100%とすることは許されず、少なくとも、上記要素に当たる部分を自費から支出すべきである旨主張する。

しかし、本件基本指針（乙2）は、「政務活動費を充てることができる経費の項目と考え方、支出に適さない事例」の項目で、「(1) 全体を通しての考え方と支出に適さない事例」の「考え方」として、「政務活動費は、政務活動に要する経費に対して、適切に充当されるべきものであり、政務活動以外の経費に使用することは認めない。ただし、政党活動での研修会等であっても内容や広報が、政務活動と評価すべきものであれば、支出することができる。」と定めており、これは、要するに、実質的に政務活動と評価すべき活動に要する経費であれば政務活動費から支出することができる旨を定めるものであって、これを受けて、「(2) 経費の項目ごとの考え方と支出に適さない事例」の「(ウ) 広聴広報費」の箇所においても、適用費目の具体例として、市政に関する広報紙の作成・印刷費を挙げるなどした上で、上記の旨を広聴広報活動の内容に即して注意的に定めているものであると解され、控訴人の主張するように、本件基本指針をもって、広報誌は自費で配布することが原則であることを定めるものであるということはできない。

これを本件広報紙A3版についてみると、補助参加人所属の団役員13名の顔写真等が記載された部分は、全員分を合わせて、表面の3分の1弱の分量であり、いささか大きすぎるくらいがないではないものの、配布を受けた市民において、目を通してもらいやすくするための工夫や、上記役員に対し

て親近感等を持ってもらい、自らの意思や要望等を上記役員を通じて伝えやすくするための工夫であるといえる。また、本件広報紙A3版の上記部分以外の記載内容は、補助参加人及びその所属議員の議会での活動や会派の政策提案に関する活動に関するものであり、後援会活動等に当たるような点は見当たらない。そうすると、本件広報紙A3版の上記部分は、補助参加人が、その掲げる政策やその実現状況等を市民に広く知らせ、市政に対する市民の意思や要望を把握し、会派としての議会活動や政策形成等に反映させるという、広聴広報活動に期待される効果を上げるためにものとして、政務活動である広聴広報活動との合理的関連性が認められるものであって、本件広報紙A3版の印刷及び配布は、全体として政務活動と評価すべきものであるから、本件費用について、その全額を政務活動費から支出することは、本件基本指針に照らしても、適法というべきである。

したがって、控訴人の上記主張は理由がない。

- (3) 控訴人は、控訴理由として、その他にも種々の主張をし、原審の認定及び判断を論難するが、いずれも独自の見解に基づく意見等を述べるものにとどまり、当裁判所の以上の認定及び判断を左右するものではない。

第4 結論

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第2部

裁判長裁判官

朝 日 貴 浩

裁判官

寺 本 明 広

裁判官亀村恵子は、差支えにつき署名押印することができない。

裁判長裁判官

朝 日 貴 浩